

野々市市後援名義の使用に関する要綱

制 定 令和元年野々市市告示第38号
(令和元年8月26日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の後援名義の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「後援名義の使用」とは、次条第1号に掲げる団体等が特定の講演会、講習会、普及運動その他の事業を実施するに当たり、その宣伝活動等において、市が後援している旨を口頭、チラシ、ポスター等の印刷物、ホームページ等において表示することをいう。

(承認基準)

第3条 市が後援名義の使用を承認する事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 国、地方公共団体、社会教育関係団体若しくは公益法人その他これらに類する団体又は市長が特に認める団体及び個人（以下「団体等」という。）が実施する事業であること。
- (2) 市の行政方針等に反しない事業であること。
- (3) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断される事業であること。
- (4) 入場料その他これに類するものを徴収しないこと。ただし、当該事業の運営に係る必要最小限の経費で、かつ、適正な範囲の額である場合には、この限りでない。
- (5) 開催場所、施設の公衆衛生、事故防止等について十分な安全管理等が講じられていること。
- (6) 政治活動又は宗教活動と認められる事業でないこと。
- (7) 営利又は売名を目的とする事業でないこと。

(申請手続)

第4条 後援名義の使用の承認を受けようとする団体等は、野々市市後援名義使用承認申請書（別記様式第1号）に、事業の目的及びその計画を明らかにする書類を添付して、事業を実施しようとする日の1月前までに市長に申請しなければならない。

(承認又は不承認の決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、後援名義の使用を承認する場合にあつては野々市市後援名義使用承認通知書（

別記様式第2号)を、不承認とする場合にあっては野々市市後援名義使用不承認通知書(別記様式第3号)を当該団体等に通知するものとする。

2 市長は、後援名義の使用の承認の決定に際し必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

(変更申請)

第6条 後援名義の使用の承認を受けた団体等(以下「承認団体等」という。)

は、第4条の申請書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに、同条の申請書を再度提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更として市長が認める場合は、この限りでない。

(承認の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該後援名義の使用の承認を取り消すことができる。

(1) 承認団体等が、偽りその他不正の手段により後援名義の使用の承認を受けたことが明らかとなったとき。

(2) 承認団体等が法令に違反したとき。

(3) 当該事業が第3条に掲げる承認基準に違反したとき。

(4) 当該事業が、第5条第2項の規定に基づき市長が付した条件に違反したとき。

(5) 承認団体等が、前条に規定する変更の申請をしなかったとき。

(6) 承認団体等が、当該承認の取消しを申し出たとき。

2 市長は、前項の規定により後援名義の使用の承認を取り消した場合は、野々市市後援名義使用承認取消通知書(別記様式第4号)により、当該承認団体等に通知するものとする。

(事業実績報告)

第8条 承認団体等は、当該事業終了後、速やかに事業実績報告書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、後援名義の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

野々市市長 宛

申請者

所在地

団体等名称

代表者氏名

印

野々市市後援名義使用承認申請書

野々市市後援名義の使用の承認を受けたく、野々市市後援名義の使用に関する要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

事業の名称	
事業の目的	
事業の内容	
開催期日	
開催場所	
入場料、参加料等	無 ・ 有（ 円）
連絡責任者	(住 所) (氏 名) (電話番号)

(添付書類) 事業の目的及び内容を記載した書類

様

野々市市長

野々市市後援名義使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった後援名義の使用について、次のとおり承認したので、野々市市後援名義の使用に関する要綱第5条第1項の規定により通知します。

事業の名称	
開催期日	
開催場所	
承認の条件	<ol style="list-style-type: none">1 後援名義の使用は、承認された事業についてのみ行うこと。2 チラシ、ポスター等の印刷物を作成するときは、作成前に担当課へ案を提出すること。3 申請内容に変更が生じたときは、速やかに申請書を再度提出すること。4 事業終了後、速やかに事業実績報告書を提出すること。5 偽りその他不正の手段により承認を受けたことが判明したときその他市の定めに反したときは、承認を取り消す場合がある。6 承認された事業の経費について、市は一切負担しない。7 承認された事業の実施に関し発生した事故等について、市は一切の責任を負わない。

別記様式第3号（第5条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

野々市市長

野々市市後援名義使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった後援名義の使用については、下記の理由により承認しないこととしたので、野々市市後援名義の使用に関する要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

不承認理由

別記様式第4号（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

野々市市長

野々市市後援名義使用承認取消通知書

年 月 日付け文書番号にて承認した後援名義の使用について、下記の理由により承認を取り消したので、野々市市後援名義の使用に関する要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

取消理由

別記様式第5号（第8条関係）

年 月 日

野々市市長 宛

報告者

所在地

団体等名称

代表者氏名

印

事業実績報告書

年 月 日付け文書番号にて後援名義の承認を受けた事業について、事業が終了したので、野々市市後援名義の使用に関する要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

事業の名称	
事業の内容	
開催期日	
開催場所	
その他特記事項	